

# 一般廃棄物処理業許可証

複写厳禁

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地

氏名 有限会社松井商店

代表取締役 松井 實

令和元年6月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和元年6月28日

倉吉市長 石田 耕太郎



記

- 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 事業の区域 倉吉市内
- 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 許可の期間 令和元年7月4日から令和3年7月3日まで
- 使用車両  
3.90トン積（鳥取130あ 25） 3.05トン積（鳥取100あ 21）  
3.00トン積（鳥取430あ 22） 3.00トン積（鳥取430す 36）  
2.60トン積（鳥取830す 358） 2.00トン積（鳥取800さ3456）
- 許可の条件  
(1) 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。  
(2) 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。  
(3) 市町村間のごみを混載しないこと。  
(4) 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。  
(5) 関係法令を遵守すること。  
(6) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。  
(7) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。